

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 47 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 47 年 1 月まで

社会保険事務所の回答結果から、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できたが、申立期間は未加入期間のため、過誤納保険料として還付するとの回答内容に納得できない。

申立期間は婚姻前であり、厚生年金保険にも加入していないので、国民年金被保険者資格を喪失する理由が無いにもかかわらず、昭和 46 年 2 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を喪失しているのは、A 市役所の担当者が婚姻年月日（昭和 47 年 2 月 * 日）を誤って記録したものであるので、申立期間を国民年金の被保険者として、加入期間の記録訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において国民年金保険料を納付したことは、A 市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により確認できるところ、社会保険庁が管理するオンライン記録では未加入期間とされており、社会保険事務所は、申立期間にかかる納付記録の追加処理を行った上、平成 21 年 1 月 29 日に還付決定している。

しかしながら、申立人は、申立期間中、日本国内に居住し、厚生年金保険等との重複期間も無く、かつ婚姻もしていなかったことから、本来、強制加入被保険者であるにもかかわらず、行政側の不適正な処理により、昭和 46 年 2 月 1 日付けで事実と異なる資格喪失手続が行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年8月及び平成9年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年8月
③ 平成9年4月

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について、次のとおり、納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納付できない。

申立期間①及び②を含む期間の国民年金保険料は、まとめて納付したのもあれば、数か月ごとに納付したのもあったと思う。納付した場所は、市役所窓口であったと思う。

申立期間②の国民年金保険料は、厚生年金保険被保険者期間と重複している昭和38年9月から41年3月までの保険料と一緒に還付された記録となっており、私自身も重複期間について保険料の還付を受けた記憶はあるが、申立期間②は厚生年金保険等に参加していないので、当該保険料が還付されていることは間違っているのではないか。

申立期間③は、平成9年4月にそれまで勤務していた会社を一旦退職させられた上、実際の勤務は1日も休むことなく、系列会社に異動させられた時期の1か月間であるが、異動から半年くらい経過したころに、労働組合から同月が年金制度上の空白期間とされていることを知らされ、厚生年金保険被保険者期間の確認のために社会保険事務所を訪れた。その際、同月には厚生年金保険被保険者期間は無いか、国民年金保険料なら納付できることを伝えられ、その後当該国民年金保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は市役所窓口で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 5 月に払い出されており、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間直後の 37 年 4 月から厚生年金保険被保険者であった期間も含めた 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できるなど、国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる上、37 年当時は、同年 4 月に発出された厚生省（当時）の通達により、38 年 6 月まで市町村が過年度保険料を収納することが可能とされていた時期であることから、申立人は、現年度保険料の納付に合わせて、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

- 2 申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していることは、社会保険事務所が保管する特殊台帳により確認できるが、同台帳には申立期間②を含む昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を還付決定した旨の記載があり、社会保険庁の記録では未加入期間とされている。

しかし、申立期間②は、申立人は厚生年金保険等の被保険者となっていなかったため、国民年金の強制加入被保険者となる期間であり、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付が行われたことが認められる。

- 3 申立期間③については、申立人が、系列会社間の異動に伴い、厚生年金保険被保険者期間に 1 か月の空白が発生したことを認識した上で、申立期間③に係る国民年金保険料を納付するに至った経緯を鮮明に記憶しているとともに、申立人の妻の国民年金被保険者資格は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 9 年 4 月 16 日に第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へ、また、申立人が次の事業所での厚生年金保険被保険者資格を取得した同年 5 月 1 日に第 1 号被保険者から第 3 号被保険者へそれぞれ変更されている上、申立人の妻の申立期間③に該当する期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、妻の国民年金保険料を納付しながら、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付しないことは考え難い。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から44年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納付できない。

昭和45年に理容店を開業するために県外からA市に転入し、地元未亡人会の集金人に国民年金に加入するよう勧められ加入した。その際に、「転入前の保険料は未納になっているが、今ならさかのぼって納付することができる。」と言われ、毎月の保険料と同時に特例納付分の保険料を集金人に預けていた。

特例納付に係る保険料額は覚えていないが、数年後にすべて納付し終わった旨を聞き、安心したことを覚えている。納付した当時は、収入も少なく、苦しい生活の中で保険料を納めていたので、申立期間について保険料を特例納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第1回特例納付実施期間である昭和45年7月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、この時点では、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付することが可能であり、申立人は、申立期間の保険料について、集金人を通じ毎月納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間当時の集金人であったとしている者について、納付組織に所属し国民年金保険料の集金を行っていたことを裏付ける関係者の供述が得られた。

しかしながら、申立人の主張する納付方法は、集金人は特例納付に係る保険料は取り扱わないという申立期間当時の制度に符合しない上、申立人の居住する市町村において、納付組織が現年度保険料のほかに特例納付に係る保険料の集金を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、特例納付の納付額及び納付時期に関する申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月から 37 年 7 月まで

申立期間の年金記録について社会保険庁に照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

当該期間は、前職で同僚であった者が事業主であったことがきっかけで、設立に当たっては発起人を務め、設立後は取締役として経営に携わったA運送株式会社で勤務していた期間であり、当時の給与明細書等は残っていないが同社では厚生年金保険に加入していたはずであり、関係手続は事業主がすべて行っていたはずであることから調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 9 月から 37 年 7 月までの期間においてA運送株式会社で勤務していた旨主張しているが、法人登記簿では同社の設立年月日は同年 3 月 15 日となっている上、申立人が申立期間において同社で同僚であったと記憶している 5 人全員、及び同社の法人登記簿に設立当時の役員として登記されている 5 人のうち 4 人から供述が得られず、申立人が、同社の事業主と記憶していた者（法人登記簿では、同氏は取締役として登記されてはいるが代表取締役ではない。以下同じ）は「申立人に係る記憶が無い。」と供述していることから、申立期間における申立人の勤務の実態は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A運送株式会社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人が同社の事業主と記憶していた者も、「同社を厚生年金保険の適用事業所とする手続は行っていなかった。」旨供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が申立期間当時に同社の同僚であったと記憶している 5 人全員に、申立期間の全部又は一部に、他の厚生年金保険の適用事業所において被保険者であ

った期間の存在が確認できることから、申立人が、同社の事業主と記憶していた者の、「A運送株式会社においては役員報酬及び従業員給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨の供述どおりの事情であったことはいかがえるものの、ほかに、同社において役員報酬及び従業員給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A運送株式会社は既に解散していることから申立期間当時の事情は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。